

自由権規約委員会の勧告を実現するための学習会



国連人権高等弁務官事務所
中庭のモニュメント

国連への 個人通報制度ってなに？ 実現すれば私たちの人権はどう変わる？

講師 鈴木 亜英 弁護士

2009年 6月25日 (木) 18時30分～

東京労働会館7階 ラパスホール 資料代 500円

国際人権活動日本委員会は、1993年に結成以来、自由権規約個人通報制度（第一選択議定書）を批准するよう日本政府に求めてきました。10次にわたる署名活動で21000筆近い団体署名を集め、現在第11次の署名に取り組んでいます。

自由権規約委員会は、1993年（第3回審査）1998年（第4回審査）、2008年（第5回審査）において、個人通報制度の批准を強く勧告しています。日本政府は言を左右に批准を行っていませんが、国際的には自由権規約

を批准している164カ国のうち、111カ国がすでに批准しています。

女性差別撤廃条約、拷問禁止条約など他条約のそれを含め、個人通報制度とは何か、実現すれば私たちの人権はどう前進するのか、日弁連で個人通報制度実現の運動に取り組んでおられる講師に、最近の議論と運動の到達点を伺います。貴重な資料もそろえて、実践的な学習会にしたいと思います。質問・発言の機会もあります。ぜひ、たくさんの方の参加を期待します。

講師 鈴木 亜英 (すずき つぐひで) 弁護士のプロフィール
日弁連個人通報制度実現等委員会部会長、自由法曹団元幹事長、同国際問題委員会元委員長。国際人権活動日本委員会議長。日本国民救援会中央本部会長。



